

豊山町障害者福祉計画（第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画）（案） 第2回審議会からの変更箇所対照表

変更後	変更前
<p>・ P 1 1 計画策定の趣旨</p> <p>豊山町（以下「本町」という。）では、「誰もがその人らしく、ともに暮らせる社会の実現」を基本理念とした「豊山町障害者福祉計画（第5次障害者計画・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画）」を令和3年に策定し、さまざまな障がい者福祉施策を推進するとともに、この基本理念の下で障がい福祉サービス等の円滑な実施を進めてきました。</p> <p>国においては、障がいの有無にかかわらず、人格と個性を尊重し合いながら共生する社会（以下「共生社会」という。）の実現を目指し、障がいのある人の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等の方向性を定めた「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下「基本指針」という。）を示しています。</p> <p>この度、「豊山町障害者福祉計画（第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画）」の計画期間が令和5年度をもって終了することから、障がい福祉サービス及び相談支援、障害児通所支援、障害児相談支援、地域生活支援事業を提供するための体制を確保するとともに、国の障がい者福祉の方針と県の動向を踏まえ、本町における障がいのある人の福祉の一層の充実を図るため、新たに「豊山町障害者福祉計画（第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画）」を策定します。</p> <p>・ P 1 9 ④就労定着支援事業所の就労定着率※</p> <p>国の基本指針において、就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合を2割5分以上とすることを目指すとされています。本町では、</p>	<p>・ P 1 1 計画策定の趣旨</p> <p>「障害者基本計画(第4次)」が令和4年度をもって満了となったことから、令和3年の障害者差別解消法の改正を踏まえるとともに、令和4年5月に制定された「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」を受け、障がい者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を総合的に推進することを目的として、同法の規定の趣旨を踏まえ令和5年度を初年度とする「障害者基本計画(第5次)」が新たに策定されました。</p> <p>本町においては、「豊山町障害者福祉計画（第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画）」の計画期間が終了することから、上記「障害者基本計画(第5次)」の基本的な視点をふまえて本町における障がい者施策の基本指針として総合的な視点から施策の体系化を図るとともに、障がい者福祉の充実に向け、各種施策の方向性を明らかにした新たな計画として「豊山町障害者福祉計画（第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画）」を策定します。</p> <p>・ P 1 9 ④就労定着支援事業所の就労定着率※</p> <p>事業所ごとの就労移行率については、国の基本指針において就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを目指すとされています。本町で</p>

豊山町障害者福祉計画（第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画）（案） 第2回審議会からの変更箇所対照表

変更後	変更前
<p>町内に就労定着支援事業所が設置されていないため、近隣市町の就労定着支援事業所を活用しています。今後も既存事業所と連携を強めていくとともに、事業所の誘致に向けて検討していきます。</p> <p>・ P 2 4 （ウ） 就労選択支援</p> <p>障がい者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援するサービスが令和7年10月から創設されます。</p> <p>P 1 6 図表にも追記</p> <p>・ P 4 4 ～ 資料編</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 第4次豊山町地域福祉計画・地域福祉活動計画アンケート調査結果 2 豊山町障害者福祉審議会 3 計画の策定経過 4 ライフステージ相談・支援チャート 	<p>は、町内に就労定着支援事業所が設置されていないため、近隣市町の就労定着支援事業所を活用しています。今後も既存事業所と連携を強めていくとともに、事業所の誘致に向けて検討していきます。</p>